

訪問看護・リハビリ開始までの流れ

ご利用者の年齢は？

40歳未満

40歳以上65歳未満

65歳以上

いいえ

2号被保険者の特定疾病に該当

はい

要介護認定の申請

非該当

要支援・要介護

厚生労働省の定める特定疾病等に該当する／精神疾患を有する

いいえ

はい

いいえ

はい

はい

いいえ

医療保険

週3日までの利用が可能

医療保険

週4日以上、
2か所または3か所の利用が可能

介護保険

ケアプランに基づき提供

医師による訪問看護指示書／精神科訪問看護指示書の交付

(急性増悪期・終末期など特別訪問看護指示書による訪問は医療保険により指示期間14日間まで可能)

訪問看護・リハビリによるサービス提供開始

医療保険の対象となる方

介護保険の要支援1・2、要介護1～5の方のうち、末期の悪性腫瘍及び厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合には、介護保険ではなく、医療保険の訪問看護の適用になり、また、急性増悪期の特別訪問看護指示書がある場合も医療保険の対象となります。

- *65歳以上の方で、医師が訪問看護の必要性を認めた方で介護保険の要支援・要介護に該当しない方
- *40歳以上65歳未満の方で、厚生労働省の定める特定疾病以外の方
- *40歳未満の方、医療保険加入の方
- *精神疾患を有する方

【医療保険の対象となる病気】

厚生労働省の定める疾病等(別表7・8)

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

介護保険の対象となる方

介護保険は、ご本人が市町村へ要介護認定の申請をし、認定調査・審査判定を受けた後、要介護区分が決定されます。

＊65歳以上の方で、要支援・要介護に認定された方

（介護保険第1号被保険者）

＊40歳以上65歳未満の方で、厚生労働省の定める特定疾患に該当し、要支援・要介護と認定された方（介護保険第2号被保険者）

【40～65歳で介護保険の対象となる病気】

（16特定疾病）

がん末期、関節リウマチ、筋委縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、多系統委縮症、初老期における認知症、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症および糖尿病性神経障害、脳血管疾患、パーキンソン病関連疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症